

平成27年6月定例教育委員会会議

1. 日 時

平成27年6月29日（月）午後2時30分～午後4時40分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

和田教育長、澤田教育長職務代理者、柴委員、阪谷委員、嘉名委員

4. 会議録署名委員

澤田教育長職務代理者、嘉名委員

5. 事務局出席者

中尾教育推進部長、西田教育推進部理事、橋本生涯学習部長、井上ふるさと交流課長、森井文化・スポーツ振興課長、森下図書館長、森本学校教育課長、小滝学校教育課参事、大久保学校教育課参事、古谷青少年育成課長、藤林教育総務課長、大谷教育総務課長補佐

6. 会議要録

開 会

和田教育長

ただいまから、平成27年6月定例教育委員会を開会します。

(1) 前回会議録の承認

和田教育長

前回会議録について、何かご質問などございませんか。

（委員より質問なし。）

和田教育長

それでは、異議はありませんので前回会議録を承認します。

(2) 署名委員の指名

和田教育長

今回の会議録の署名は、澤田教育長職務代理者、嘉名委員にお願いしま

す。

澤田教育長職務代理者、嘉名委員

わかりました。

(3) 教育長報告

和田教育長

それでは、教育長報告に移ります。

(別紙のとおり。)

6月に各小中学校へ、初任の教員や転入された教員の視察を主目的に表敬訪問を行いました。訪問をして印象的だったのが中学校の授業中の生徒の様子です。とても静かなよい環境で授業を受けておりました。教職員の努力によるものだと思っておりますが、この状況が数年続けば、非常に期待が持てますし、安心をしているところです。

和田教育長

教育長報告について、ご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田委員長

ないようでしたら、これで教育長報告を終わります。

(4) 議事(要旨)

和田委員長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第18号「河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

議案第18号「河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、当該事務の事務分掌について新たに規定するものでございます。

具体的には、委任を受ける各事務について、河内長野市教育委員会事務局組織規則第11条に規定する教育推進部の事務分掌および第12条の生涯学習部の事務分掌に追加規定するものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

嘉名委員

補助執行から委任に変わることで、事務手続き上、事務量が増えるなど変更点はあるのですか。

中尾教育推進部長

事務量が増えるということは、基本的にはないと思います。ただし、従来補助執行として教育委員会が行っていた事務の決定権は、市長にあったのですが、委任事務となる事務については教育委員会が決定権者になりますので、それに伴う一部様式等の変更の必要性はあると思います。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田委員長

質問がないようですので、議案第18号「河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は承認するものとします。

続きまして、議案第19号「河内長野市教育委員会事務決裁規則の一部改正について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

議案第19号「河内長野市教育委員会事務決裁規則の一部改正について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、当該事務の個別専決事項について新たに規定するものでございます。

また、代決にかかる規程のうち、課長の第3次代決者として、担当課長または課長補佐（図書館にあつては館長または館長補佐）が担当係長を兼務する場合は、担当主査を代決者とする旨を新たに規定するものです。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

（委員より質問なし。）

和田教育長

質問がないようですので、議案第19号「河内長野市教育委員会事務決裁規則の一部改正について」承認します。

続きまして、議案第20号「河内長野市青少年問題協議会規則の一部改正について」ご説明願います。

古谷青少年育成課長

議案第20号「河内長野市青少年問題協議会規則の一部改正について」
ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、河内長野市青少年問題協議会規則の第2条第4項の委員の委嘱者を市長から教育委員会に改めるものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、議案第20号「河内長野市青少年問題協議会規則の一部改正について」承認します。

続きまして、議案第21号「河内長野市青少年指導員に関する規則の一部改正について」ご説明願います。

古谷青少年育成課長

議案第21号「河内長野市青少年指導員に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補

助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、河内長野市青少年指導員に関する規則第2条の青少年指導員の委嘱者を市長から教育委員会に改めるものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

澤田委員

青少年指導員の活動地域の単位はどのようになっていますか。

古谷青少年育成課長

中学校区を活動の単位としており、指導員は全7学校区を合わせて84名で活動しております。各校区10名前後の指導員がおります。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。

(質問なし)

和田教育長

質問がないようですので、議案第21号「河内長野市青少年指導員に関する規則の一部改正について」承認します。

続きまして、議案第22号「河内長野市放課後児童会条例施行規則の制定について」ご説明願います。

古谷青少年育成課長

議案第22号「河内長野市放課後児童会条例施行規則の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、従来、市により規定されていた当該規則について、教育委員会規則として、放課後児童会の設置、運営、入会等の許可の決定等について、新たに規定するものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、議案第22号「河内長野市放課後児童会条例施行規則の制定について」承認します。

続きまして、議案第23号「河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則の制定について」ご説明願います。

森井文化・スポーツ振興課長

議案第23号「河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、従来、市により

規定されていた当該規則について、教育委員会規則として、新たに規定するものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

文化振興計画推進委員会の活動内容と文化振興財団内に文化振興計画推進委員会が設置された理由及び市に文化振興計画推進委員会事務局を設置することとなった経緯について説明をお願いします。

森井文化・スポーツ振興課長

私からは、文化振興計画推進委員会の活動内容についてご説明いたします。現在は第2期文化振興計画を文化振興計画推進委員会として調査、審議中でありまして、10月の定例教育委員会に第2期文化振興計画素案の報告をさせていただき、市議会福祉教育常任委員協議会への報告を経て、パブリックコメントを実施する予定でございます。

文化振興計画推進委員会については、第2期の文化振興計画の策定審議に入る前までは、文化事業の評価ということで、主にラブリーホール（文化振興財団）の事業に対する評価をしていただいております。

井上ふるさと交流課長

私からは、文化振興財団に文化振興計画推進委員会が設置された経緯等についてご説明いたします。

平成18年3月に第1次文化振興計画が策定されまして、その時に計画の進捗等を監督するための組織が必要であるという判断からこの委員会が設置されました。財団に委員会を設置した背景には、当時、アームズ・レングスの原理（報道機関や学術、文化芸術領域など自律性が重要とされる領域を対象とした法や制度・事実状態を論評する際に「政府が他の主体に対して過度な影響を与えることを避けるべき」という考え方。）に基づき、行政との過度な関わりを避けるべく財団の組織として設置されました。

ところが、実際に文化振興の事業を推進しているのは文化振興財団であるということから、その組織内部に自らの文化振興事業の評価を行う文化振興計画推進委員会が存在することは適当でないという理由で、平成24年に教育委員会を事務局とする旨の市規則が制定されたものでございます。これによりまして、平成26年4月の機構改革以前は、文化振興計画に関する事務は旧ふるさと文化課で担当していましたが、機構改革によりまして、現在は文化・スポーツ振興課で担当をしております。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、議案第23号「河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則の制定について」承認します。

続きまして、議案第24号「河内長野市立文化会館条例施行規則の制定について」ご説明願います。

森井文化・スポーツ振興課長

議案第24号「河内長野市立文化会館条例施行規則の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、従来、市により規定されていた当該規則について、教育委員会規則として、新たに規定するものでございます。

また、河内長野市立文化会館条例を平成27年6月市議会で議決を得て、指定管理者が不在となった場合の読み替えについて規定したことに伴い

まして、今回、指定管理者が不在となった場合の読み替えにつきましても当該規則に規定するものでございます。なお、施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、議案第24号「河内長野市立文化会館条例施行規則の制定について」承認します。

続きまして、議案第25号「河内長野市生涯学習推進マスコットデザイン等の使用に関する要綱の制定について」ご説明願います。

井上ふるさと交流課長

議案第25号「河内長野市生涯学習推進マスコットデザイン等の使用に関する要綱の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、従来、市により規定されていた当該要綱について、教育委員会要綱として、新たに規定するものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

柴委員

くろまるくんには様々なパターンがあるようですが、全てを要綱に規定しているわけではないのですね。商標登録はしているのですか。

井上ふるさと交流課長

要綱には基本的なパターンのみを規定しております。商標登録はしていません。ただし、著作権はあります。使用申請さえしていただければ誰にでも自由にお使いいただけるようにしております。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、議案第25号「河内長野市生涯学習推進マスコットデザイン等の使用に関する要綱の制定について」承認します。

続きまして、議案第26号「河内長野市民大学くろまる塾開設要綱の制定について」ご説明願います。

森井文化・スポーツ振興課長

議案第26号「河内長野市民大学くろまる塾開設要綱の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、従来、市により規定されていた当該要綱について、教育委員会要綱として、新たに規定するものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

くろまる塾の認定者数についてご説明下さい。

森井文化・スポーツ振興課長

塾生は1300名を超えている状況でございます。学位取得者は66名で、内訳といたしましては、博士が19名、修士16名、学士31名でございます。

柴委員

単に学位を集めることを目的として、講座に興味のあるなしに関わらずやみくもに参加している方もおられるようですが、講座自体を魅力のあるものにしていただいて、より多くの方に受講していただけるような工夫をお願いします。

森井文化・スポーツ振興課長

わかりました。検討いたします。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、議案第26号「河内長野市民大学くろまる塾開設要綱の制定について」承認します。

続きまして、議案第27号「河内長野市立市民交流センター条例施行規則の制定について」ご説明願います。

森井文化・スポーツ振興課長

議案第27号「河内長野市立市民交流センター条例施行規則の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、従来、市により規定されていた当該規則について、教育委員会規則として、新たに規定するものでございます。

また、河内長野市立市民交流センター条例を平成27年6月市議会で議決を得て、指定管理者が不在となった場合の読み替えについて規定したことに伴いまして、今回、指定管理者が不在となった場合の読み替えにつきましても当該規則に規定するものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、議案第27号「河内長野市立市民交流センター条例施行規則の制定について」承認します。

続きまして、報告第15号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第15号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、関係する市規則について、所要の改正を行うものでございます。

改正の対象となります市規則は、(1) 河内長野市就学援助規則、(2) 河内長野市中学校夜間学級就学援助規則、(3) 河内長野市支援教育就学奨励費支給規則の3件でございます。

改正の概要ですが、3件の規則とも、就学援助費もしくは就学奨励費の額の決定及び市規則に定める以外の必要な事項につきまして、教育委員会が定めるように改めるものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

澤田委員

中学校夜間学級就学援助の申請状況はどのようなものですか。

藤林教育総務課長

平成27年度は、河内長野から堺市の殿馬場中学校に対象となる方2名が通学されておられると聞いております。先日、当該中学校を通じて申請書類を送付したところです。

柴委員

河内長野市支援教育就学奨励費の支給実績はどのようなものでしょうか。

藤林教育総務課長

河内長野市支援教育就学奨励費は、小中学校の支援学級に就学されている児童生徒の保護者、及び通常学級入級者で支援学級入級者と同等の障がいがある児童生徒の保護者の経済的負担の軽減と支援教育の振興を図るため、学用品等の就学に必要な経費の一部を助成しております。平成26年度の認定者数は、小中学校合わせて158名、支給総額は2,865,950円です。

嘉名委員

事務の中で、補助執行と事務委任とが混在する事務について、個人情報の管理や共有の仕方はどうなっているのでしょうか。市長部局と教育委員会間の個人情報のやりとり等に何か特別な規定などがあるのでしょうか。

中尾教育推進部長

平成9年3月に河内長野市個人情報保護条例が施行され、個人の権利利得を保護するための規定が定められました。当該条例では個人情報を収集、保管、利用する機関については、あらかじめ業務ごとに届け出を行うよう定めており、教育委員会におきましても実施機関として業務ごとに、業務目的、取り扱う個人情報の種類や記録方法などを届け出ております。

また、住民情報のデータの利用につきましては、毎年度当初に電算処理管理者である行政改革課長あてに届け出を行い、許可を受けて行っております。

このように、各実施機関が業務ごとに必要となる個人情報に応じて、あらかじめ届け出た情報のみを収集、あるいは提供を行うことにより全庁的に厳格な情報共有を行っております。また、個人情報を取り扱う職員に対しましては、臨時的職員に至るまで、河内長野市情報セキュリティポリシーに基づいて、業務上知り得る情報に対しての適正かつ安全な運用ならびに管理の指導を徹底しております。

このたび、教育委員会においては一部業務につきまして補助執行から委任事務に変更となりましたが、この変更に伴う個人情報の取り扱いの変更や新たな届け出の必要がないことを個人情報管理担当課に確認しております。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、報告第15号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」了承します。

和田教育長

続きまして、報告第16号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第16号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、関係する市要綱について、所要の改正を行うものでございます。

改正の対象となります市要綱は、(1) 河内長野市障害児童及び生徒の保護者に対する交通費の一部給付金支給要綱、(2) 文化財保存事業補

助金交付要綱の2件でございます。

改正の概要ですが、河内長野市障害児童及び生徒の保護者に対する交通費の一部給付金支給要綱につきましては、第2条第2号の給付金の受給対象者の例外規定中、障害児童生徒が利用する交通機関と契約する者を市長に改め、また、第9条を雑則から委任に改め、当該要綱に定める以外で必要な事項の規定については、教育委員会で定めるよう改めるものでございます。

文化財保存事業補助金交付要綱につきましては、要綱第3条第7項の当該要綱で規定する以外の事業を補助対象として認定する者を、市長から教育委員会に改め、第12条（委任）について、当該要綱に定める以外で必要な事項の規定については、教育委員会で定めるように改めるものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

河内長野市障害児童及び生徒の保護者に対する交通費の一部給付金支給制度の実績についてご報告願います。

森本学校教育課長

市内在住の特別支援学校に在籍している児童生徒の保護者及び特別支援学級に在籍している児童生徒のうち通学に付き添いを必要とする児童生徒の保護者に対しまして、通学に要する交通費の一部を支給する制度でございます。特別支援学校に在籍しております児童生徒1人につきまして年額12,000円、特別支援学級に在籍しております児童生徒1人につきましては年額6,000円を支給しております。

平成26年度の支給実績は、小学校の支援学校で25件、支援学級で17件、中学校は支援学校が27件、支援学級で3件となっております。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。
(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、報告第16号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について」了承します。

和田教育長

続きまして、報告第17号「河内長野市放課後児童会負担金規則の制定について」ご説明願います。

古谷青少年育成課長

報告第17号「河内長野市放課後児童会負担金規則の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、委任される事務については、教育委員会規則として新たに制定するものですが、河内長野市放課後児童会負担金の減免等に関する規定については、予算の執行に関する事務となるため、従来どおり市長の権限に属する事務として、河内長野市放課後児童会条例規則の全部を改正し、河内長野市放課後児童会負担金の徴収、減額又は免除の基準等に関し、必要な事項を制定するものです。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

澤田委員

放課後児童会の入会や退会その他の運営に関することは、委任事務になったので、教育委員会規則で定め、負担金の徴収、減免や免除など予算執行に関しては補助執行事務なので市規則で定めるという理解でよろしいですね。

古谷青少年育成課長

その通りです。

和田教育長

この件につきまして、他にご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、報告第17号「河内長野市放課後児童会負担金規則の制定について」了承します。

和田教育長

続きまして、報告第18号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係規則の廃止に関する規則について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第18号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係規則の廃止に関する規則について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなり、委任される事務については、教育委員会規則として新たに制定するため、当該市規則について、

廃止するものです。

廃止する市規則は、（１）河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則（平成２３年河内長野市規則第１８号）、（２）河内長野市立市民交流センター条例施行規則（平成１４年河内長野市規則第１７号）の２件でございます。施行予定日は平成２７年７月１日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

（委員より質問なし。）

和田教育長

質問がないようですので、報告第１８号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係規則の廃止に関する規則について」了承します。

和田教育長

続きまして、報告第１９号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係要綱の廃止に関する要綱について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第１９号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係要綱の廃止に関する要綱について」ご説明いたします。

平成２７年４月１日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成２７年７月１日付けで教育委員会に委任することとなり、委任される事務につ

いては、教育委員会要綱として新たに制定するため、当該市要綱について、廃止するものです。

廃止する市要綱は、（１）河内長野市生涯学習推進マスコットデザイン等の使用に関する要綱（平成２３年河内長野市要綱第３７号）、（２）河内長野市民大学くろまる塾開設要綱（平成２４年河内長野市要綱第２３号）の２件でございます。施行予定日は平成２７年７月１日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

（委員より質問なし。）

和田教育長

質問がないようですので、報告第１９号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係要綱の廃止に関する要綱について」了承します。

和田教育長

続きまして、報告第２０号「河内長野市第２期文化振興計画策定業務に係るプロポーザル審査委員会設置規程を廃止する規程について」ご説明願います。

森井文化・スポーツ振興課長

報告第２０号「河内長野市第２期文化振興計画策定業務に係るプロポーザル審査委員会設置規程を廃止する規程について」ご説明いたします。

当該規程は、その目的を達成したため今回、廃止するものでございます。

施行予定日は平成２７年７月１日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、報告第20号「河内長野市第2期文化振興計画策定業務に係るプロポーザル審査委員会設置規程を廃止する規程について」了承します。

続きまして、報告第21号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第21号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ご説明いたします。

平成27年4月1日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成27年7月1日付けで教育委員会に委任することとなるため、関係する市規則について、所要の改正を行うものでございます。

改正の対象となります市規則は、(1)市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則、(2)市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則、(3)河内長野市事務決裁規則の3件でございます。

改正の概要につきましては、(1)市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則におきましては、第1条の委任事項において、教育委員会事務局の職員に補助執行を行わせていた事務の一部について、教育委員会に委任する事項として追加するとともに、特に重要な事項については市長と協議を行わなければならないとすることを第2条に追加す

るものです。また、（２）市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則につきましては、第２条の教育委員会の職員の補助執行において、教育委員会に委任することとなる事務についての項目を、削除するものです。続いて、（３）河内長野市事務決裁規則につきましては、別表第２において教育委員会に委任することとなる事務について補助執行事務に関する専決区分を削除するものです。施行予定日は平成２７年７月１日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

（委員より質問なし。）

和田教育長

質問がないようですので、報告第２１号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」了承します。

続きまして、報告第２２号「河内長野市審議会等における事務局又は庶務等を担当する部署を定める規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明願います。

藤林教育総務課長

報告第２２号「河内長野市審議会等における事務局又は庶務等を担当する部署を定める規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明いたします。

平成２７年４月１日付けにて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市長の権限に属する事務を教育長に補助執行させることができなくなりました。

これを受けて、従前教育長に補助執行させていた事務については、副市長が行っていますが、このたび、これらの事務の一部について、平成２７

年7月1日付けで教育委員会に委任することに伴い、教育委員会で担当部署を定めることから、河内長野市審議会等における事務局又は庶務等を担当する部署を定める規程の第2条(担当部署)から、(1)河内長野市民大学「くろまる塾」、(2)河内長野市文化振興計画推進委員会、(3)河内長野市放課後児童会運営審議会の3件について削除するものでございます。施行予定日は平成27年7月1日です。

詳細につきましては、議案書、議案説明資料のとおりでございますのでご参照ください。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

和田教育長

この件につきまして、何かご質問などございませんか。

(委員より質問なし。)

和田教育長

質問がないようですので、報告第22号「河内長野市審議会等における事務局又は庶務等を担当する部署を定める規程の一部を改正する規程の制定について」了承します。

閉 会

和田教育長

以上で6月定例教育委員会を閉会します。

平成27年7月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

平成27年7月29日（水） 午後2時30分開催

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

- 5月 28日(木) 学校長評価育成面談を実施（行政委員会室）
庁議（庁議室）
- 5月 29日(金) 学校長評価育成面談を実施（行政委員会室）
モリ工業理事会に出席（モリ工業）
- 5月 30日(土) 書篆刻展に出席（キックス）
美加の台中学校区健全育成総会に出席（美加の台中学校）
- 6月 1日(月) 市議会本会議に出席
部長会に出席（301会議室）
- 6月 2日(火) 学校視察を実施（高向小、三日市小学校）
日台交流授業を視察（川上小学校）
- 6月 3日(水) 局内会議に出席（701会議津市）
- 6月 4日(木) 学校視察を実施（天野小、西中、小山田小学校）
河内長野青年会議所を応接（教育長室）
- 6月 5日(金) 学校視察を実施（南花台小、加賀田小学校）
府教委教育監を応接（教育長室）
- 6月 6日(土) 南花台中学校区健全育成会総会に出席（南花台中学校）
- 6月 8日(月) 答弁調整会議に出席（701会議室）
- 6月 9日(火) 学校視察を実施（長野小学校）
- 6月 10日(水) 市議会本会議に出席
- 6月 11日(木) 市議会本会議に出席
- 6月 12日(金) 公私幼保小連絡会に出席（802会議室）
総合計画策定委員会に出席（301会議室）
- 6月 13日(土) 西中学校区健全育成会総会に出席（西中学校）
- 6月 14日(日) 千代田中学校区健全育成会総会に出席（千代田小学校）
リーパル研修会に出席（ふるさとの森）
茅ぶきコンサートを視察（ふるさとの森）
東中学校区健全育成会総会に出席（くすのかホール）
- 6月 15日(月) 市福祉教育常任委員会に出席
大阪府人事対策協議会に出席（大阪府庁）

- 6月 16日(火) 学校視察を実施（美加の台小学校）
解放同盟府連要望を応接（市長応接室）
- 6月 17日(水) 教頭会に出席（701会議室）
懲罰審査会に出席（庁議室）
市教育支援委員会に出席（行政委員会室）
心臓検診医師を応接（給食センター）
- 6月 18日(木) 学校視察を実施（千代田中学校）
適応指導教室を視察
学校視察を実施（東中学校）
- 6月 19日(金) 市議会本会議に出席
NE expoを視察（OMMビル）
「私と宇宙」展を視察（ビジネスパーク）
- 6月 20日(土) 河内長野市スポーツ推進委員会総会に出席（キックス）
南花台子どもクラブ発足会に出席
- 6月 21日(日) 駅前子ども教室を視察（あいくく）
- 6月 23日(火) 市議会本会議に出席
- 6月 24日(水) 庁議に出席（庁議室）
地区支援教育研究会総会に出席（キックス）
- 6月 25日(木) 学校視察を実施（長野中学校）
河内長野市防災会議に出席（301会議室）
河内長野市緑化公園委員会評議員会に出席（赤峯）
- 6月 26日(金) くろまる塾学位授与式に出席（ラブリーホール）
コミュニティスクール研究会に出席
府教委教職員参事等応接（教育長室）
文化振興財団理事長等応接（教育長室）
府外国人教育研究会長等応接（教育長室）
- 6月 27日(土) 図書館協議会に出席（図書館）
- 6月 29日(月) 学校視察を実施（南花台中学校）
河内長野青年会議所理事長応接（教育長室）